

国際法における対世的義務と裁判管轄の論理

—ジエノサイド条約の適用に関する事件（ボスニア・ヘルツェゴビナ対ユーゴスラビア）管轄権段階を素材として

内ヶ崎 善英

一 はじめに

伝統的な国際法は、二国家間の権利義務関係の調整を主な任務としており、対社会的な、あるいは対世的義務はほとんどその視野に入つていなかつた。現代国際法においては、対世的義務を考慮に入れる必要が生じたが、対世的義務を裁判の対象として扱えるかどうかという問題が次に生じてくる。この点は、一段階に分けて考える必要がある。第一に、対世的義務に関する紛争の裁判管轄の設定という問題であり、第二に、設定された裁判の原告適格を有するものは誰かという問題である。従来、国際司法裁判所においては、いわゆる「民衆訴訟(actio popularis)」は認めないという態度が取られてきている。⁽²⁾ 一九六六年の南西アフリカ事件本案判決の際に、裁判所は次のように述べている。「(民衆訴訟を提起する)権利は、いくつかの国内法体系においては既存のものかもしれないが、現在の国際法には存在せず、この権利が国際司法裁判所規程第三八条一項c号に規定されている『法の一般原則』によつて導入されたと

みなすこともできない。⁽³⁾

南西アフリカ事件において問題とされたのは、委任統治の受任国の義務であった。この義務に對して、各連盟国がその適正な履行を要求でくるような法律的権利または利益が付与されてはいなかつたと裁判所は判決したわけである。周知のように、南西アフリカ事件では、管轄権段階の判決と本案段階の判決との間に著しいギャップが見られるのであり、ある意味では、管轄権段階の判決を本案でひっくり返したものである。

一九五〇年の南西アフリカの国際的地位に関する勧告的意見において、国際司法裁判所は、委任統治の基本文書である委任状の第七条二項および、国際司法裁判所規程第三七条と国連憲章第八〇条一項を理由として委任状の解釈までは適用に関する問題についての裁判所の強制管轄権を是認して⁽⁴⁾いた。さらに、一九六二年の南西アフリカ事件の管轄権段階の判決において、エチオピアとりべリアの訴えを受け、委任状第七条に基づく裁判所による本案審理の管轄権を確認している。裁判所は言う。「同(第七)条の規定の明瞭な範囲と目的が示しているように、委任統治地域住民、国際連盟および連盟国に対する義務の受任国による履行に關して連盟国が法律的権利または利益を有すると考えられていたのである。⁽⁵⁾」しかし、裁判所は、一九六六年の同事件の本案審理において原告は裁判所の管轄を基礎づけるに十分な法律的権利または利益を立証できなかつたとした。

裁判の前提として、紛争が存在しなければならないのであり、一般に紛争は、二国間の権利義務に關して発生する。問題となつてゐる権利義務関係が契約的なものである場合には、権利義務関係の成立と紛争の発生との間には時間的な先後関係がある。契約的権利義務には遡及性がないために、権利義務関係の成立以前の出来事には適用されない。しかし、対世的権利義務についてはどうであろうか。対世的権利義務関係を有する二国間において、権利義務関係が成立する前に生じた出来事について、その後に義務違反を問うことができるのであろうか。本稿の主たる素材である

旧ユーゴスラビア地域におけるジェノサイド条約適用事件（以後、旧ユーゴスラビア事件）においては、原告国が承認される以前に被告国がなした行動がジェノサイド条約上の義務違反であると主張されたものである。被告国は、原告国が条約上の当事国としての地位を獲得する以前の問題については裁判所に管轄権が存在しないと主張したのに対し、裁判所は、ジェノサイド条約の裁判管轄条項に時的管轄権を制限する文言のないことを理由として先決的抗弁を退けている。まず、事件の背景と原告の請求から見ていこう。

二 事件の経緯

(1) 訴訟提起までの背景

かつてモザイク国家と呼ばれながらも故チト一大統領の下で連邦制を維持してきたユーゴスラビア社会主義連邦共和国（以下、旧ユーゴ）が崩壊したのは、冷戦終結後の一九九一年であった。旧ユーゴには6共和国と2自治州が存在していたが、スロベニア、クロアチアが独立を宣言後、これにボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニアが続き、残るセルビアとモンテネグロが新連邦国家（ユーゴスラビア連邦共和国。以下、ユーゴスラビア）を構成。しかし、一九九二年三月のボスニア・ヘルツェゴビナの独立宣言後、ボスニア・ヘルツェゴビナ地域においてはイスラム教徒勢力、クロアチア人勢力、セルビア人勢力との間の武力衝突が発生し、大規模な内戦状況に陥った。一九九三年三月二〇〇日、ボスニア・ヘルツェゴビナ政府は、一九四八年の「集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約（以下、ジェノサイド条約）」にユーゴスラビア政府が違反したとして国際司法裁判所に訴訟を提起した。ボスニア・ヘルツェゴビナは、提訴とともに仮保全措置の指示要請を裁判所書記局に付託した。一九九三年四月八日、国際司法裁判所は、ユーゴスラビ

アがジエノサイド条約上の義務を果たし、ジエノサイドが行われないよう確保するべきであるとの仮保全措置を指示した⁽⁶⁾。先決的抗弁についての審理が続くなか、ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争は終結に向かい、一九九五年十一月にデイトン合意が発表され、同年十二月パリで和平協定として正式に締結された。このデイトン・パリ協定により和平実施部隊（IFOR）の派遣が決まり、またボスニア・ヘルツェゴビナと新ユーゴスラビアは相互に承認したのである。

(2) ボスニア・ヘルツェゴビナによる請求

一九九三年三月二〇日、ボスニア・ヘルツェゴビナ政府は、ユーゴスラビア政府によるジエノサイド条約違反について国際司法裁判所（以下、裁判所）に請求書を提出した。ボスニア・ヘルツェゴビナの請求内容はa項からr項までの十八項目におよぶ長大なものであるが、それぞれの項目ごとの根拠とされている国際法および請求の概略は以下の通りである。

- (a) ジエノサイド条約第一条、および、第二条a号、b号、c号、d号、第三条a号、b号、c号、d号、e号、第四条、第五条の下の法的義務違反。
- (b) 一九四九年のジュネーブ四条約、および、一九七七年の第一追加議定書、一九〇七年のハーグ陸戦条規を含む国際慣習戦時法規、国際人道法の他の基本的諸原則の下の法的義務違反。
- (c) 世界人権宣言の第一条から第十三条および第十五条から第二十三条、第二五一条、第二六条、第二八条に違反。
- (d) 一般国際法および慣習国際法上の義務に違反して、ボスニア・ヘルツェゴビナの市民を殺害し、および、謀殺し、傷害を負わせ、強姦し、略奪し、拷問にかけ、誘拐し、違法に拘留し、絶滅させたこと。

国連憲章第一条三項および第五五条、第五六条の違反。
国連憲章第二条一項から四項および第三三条一項の違反。

一般国際慣習法上の義務に違反して武力の行使および武力による脅威を与えたこと。
一般国際慣習法に違反してボスニア・ヘルツェゴビナの主権を侵害したこと。

一般国際慣習法に違反してボスニア・ヘルツェゴビナの内政に干渉したこと。

一般国際慣習法と国連憲章第二条四項に違反してボスニア・ヘルツェゴビナ国内で軍事および準軍事活動に直接および間接に従事したこと。

国連憲章第五一条および国際慣習法によりボスニア・ヘルツェゴビナが自衛権を有すること。

(l) 国連憲章第五一条と国際慣習法によりボスニア・ヘルツェゴビナが自衛のために他国に援助を要請できること。

(m) 安保理決議第七一三号はボスニア・ヘルツェゴビナの個別的および集団的自衛権を害しないように解釈されるべきこと。

(n) 七一三号決議に関するその後の安保理決議はボスニア・ヘルツェゴビナの個別的及び集団的自衛権を害しないよう解釈されるべきこと。

(o) 上述の安保理決議がボスニア・ヘルツェゴビナへの武器の禁輸を課すものとして解釈されてはならないこと。

(p) すべての国連加盟国がボスニア・ヘルツェゴビナ防衛に協力する権利を有すること。

ユーゴスラビアが上述の義務違反を直ちに停止すること。

(r) ユーゴスラビアが上述の国際法違反の結果生じた損失についてボスニア・ヘルツェゴビナに賠償を支払う義務を負っていること。⁷⁾

以上を概観するだけで、国際司法裁判所の管轄権の基礎という視点からすれば、裁判の対象となる可能性の薄いものが多いことがわかる。メモリアル(申述書)においては、もっぱらジェノサイド条約に限定して請求を行つていて、すなわち、ボスニア・ヘルツェゴビナが裁判所に求めたのは、ユーゴスラビアがジェノサイド条約に違反したことを宣言し、ユーゴスラビアに条約違反行為を停止するよう命じ、ユーゴスラビアには違反について国際責任があり、その結果、ボスニア・ヘルツェゴビナに対して適切な賠償をする義務をユーゴスラビアが負つてることを宣言することであつた。^⑧

(3) ユーゴスラビアの先決的抗弁

ユーゴスラビアの先決的抗弁は、書面手続においては七項目にわたつて提示されたが、口頭手続中に第4先決的抗弁が撤回され、六項目の申立となつていて、撤回された第4先決的抗弁を除くと、若干の表現の相違があるもののメモリアルの先決的抗弁とほぼ同一内容のものが口頭手続でも提示された。以下の要約は、口頭手続中に申立てられた先決的抗弁の内容である。^⑨

第1先決的抗弁

事件は内戦であり、国際紛争は生じていないので、ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国の請求は許容され得ないものである。

第2先決的抗弁

イゼトベゴビッチ氏は、本手続を開始する許可を与えた時点においては、同共和国の大統領ではなかつたし、手続を開始するという決定は、権限ある機関としての幹部会によつても政府によつても政府によつても為されなかつたのであるから、

手続の開始と行動の許可は基本的重要性を有する国内規則に反して与えられたものであった。したがつて、ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国の請求は、許容されうるものではない。

第3先決的抗弁

ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国は、人民の同権と自決の原則に一致して独立国家性を獲得しなかつた。そのゆえに、ジェノサイド条約を承継することはできない。

ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国は、ジェノサイド条約の規定に従つて同条約の当事国とはならなかつたのであるから、同条約の当事国ではない。ゆえに裁判所には本件に関する管轄権がない。

第5先決的抗弁

本件は三大勢力間の内戦であり、ユーゴスラビア連邦共和国はそれに加わっていないし、当該時期にボスニア・ヘルツェゴビナ領域に対しても管轄権を行使してはいない。原告のメモリアルは、ジェノサイド条約の誤った解釈に基づくものであり、その結果、申立に含まれている要請は、同条約の範囲外の国家責任の申立に基づいているし、ジェノサイド条約第九条の国際紛争は存在していない。したがつて、裁判所は本件に管轄権を有しない。

第6先決的抗弁

上述の先決的抗弁を害することなく、両当事国は、一九九五年十二月十四日に相互に承認を与えたのであるから、ジェノサイド条約は一九九五年十二月十四日以前には両者間では効力を有しなかつた。したがつて、裁判所は同日以前の管轄権を有してはいない。

選択的に、かつ、上記の先決的抗弁を害することなく、一九九二年十一月二十九日付の承継通知は、ジェノサイド

条約への加入の効果のみを生み出すものであり、裁判所は本件に関して一九九三年三月二九日以前には管轄権を有さず、よつて同日以前に生じた行為または事実に関する原告の請求は裁判所の管轄権外のものである。

裁判所が上記の先決的抗弁を否定した場合には、

第7先決的抗弁

原告の承継通知がジエノサイド条約の当事国となる効果を有するものとして解釈されるのであれば、一般国際法規則により、一九九三年三月十八日以前には当事国間ではジエノサイド条約は有効なものではなかつたのであり、従つて、同日以前に生じた出来事に関しては裁判所の管轄権は付与されない。

最終選択肢として、

原告の承継通知がジエノサイド条約の当事国となる効果を有するものとして解釈されるものであるならば、一般国際法規則により、ジエノサイド条約は、一九九二年十二月二九日以前には両者間で効力を有していなかつたのであり、裁判所は同日以前に発生した出来事に関して権限を付与されていない。^⑪

三 国際司法裁判所の判決

(1) 人的管轄^⑫

上記のユゴスラビアの先決的抗弁に関して裁判所は、一九九六年七月十一日に判決を下している。第1と第2の先決的抗弁は、ボスニア・ヘルツエゴビナの請求の許容性に関する抗弁であり、また、第4の抗弁はすでに撤回されているので、裁判所は、第3と第5の先決的抗弁から論じている。端的に言えば、第3の先決的抗弁はジエノサイド

条約の両国間での効力を争い、第5の先決的抗弁は請求に示された紛争がジェノサイド条約の第九条に含まれないという抗弁である。

まず、裁判所は、紛争両当事国がともにジェノサイド条約の締約国であることを示している。ユーゴスラビアがジェノサイド条約当事国であることについてはユーゴスラビア自身も争っていない。問題となるのは、もっぱらボスニア・ヘルツエゴビナのジェノサイド条約上の地位である。この点で、裁判所が注目するのは、ボスニア・ヘルツエゴビナが一九九二年十二月二九日に国連事務総長に送ったジェノサイド条約の承継通知⁽¹³⁾と、ボスニア・ヘルツエゴビナが国連総会と安保理により加盟国として認められたことである。ジェノサイド条約上の地位を旧ユーゴスラビアからボスニア・ヘルツエゴビナが自動的に承継したかどうかに関しては検討する必要がないと裁判所は考えている。独立を達成した日に条約を継承したのであろうと、継承通知をなした日に継承したのであろうとも、いずれにしてもボスニア・ヘルツエゴビナが請求書を裁判所に提出した時点においてはジェノサイド条約の当事国であつたがゆえに、問題は生じないと裁判所は決定した。

ユーゴスラビアは、第6の先決的抗弁で一九九二年一二月二九日のボスニア・ヘルツエゴビナの通知がジェノサイド条約第十一条にいう意味の加入の文書として考えられるのであれば、同条約の第十三条により、寄託九十日後の三月二九日に有効となるはずだと主張し、さらに、たとえ、ボスニア・ヘルツエゴビナが一九九三年三月に条約によつて拘束されたと考えても、両国は互いに承認していかつたのであり、裁判所の管轄権の合意の基礎を作るのに必要な条件を欠いていたのであるから、当時、当事者間で発効しなかつたのであるとも主張している。前者の問題については、裁判所は、些細な手続上の問題であり、新しい請求書を提出すれば、それで修正されるようなものについては問題としないとする。後者の問題に関しては、両国の相互承認を規定する一九九五年一二月一四日のデイトン・パリ

協定の発効によつて問題は消滅したとされた。⁽¹⁴⁾ 裁判所は言う。

「本件に関する管轄権について決定するという目的においては、未承認という状況が多双边約の当事者間における契約的連結にいかなる影響をもたらすのかについて決定する必要はない。ジェノサイド条約がデイトン・パリ協定の署名までは両当事国間で発効していなかつたと想定しても、現在、裁判所の人的管轄権の条件はすべて満たされたということに留意すれば足りる。」⁽¹⁵⁾

(2) 物的管轄⁽¹⁶⁾

次に、裁判所は、ジェノサイド条約第九条にもとづく物的管轄権の有無について検討している。第九条の規定は、ジェノサイド条約の解釈および適用、履行に関する紛争に限定している。ボスニア・ヘルツェゴビナの主張のすべてをユーゴスラビアが否定していることから、両国間に紛争が存在していることに疑いはない。問題は、この紛争が第九条の規定の中に含まれるものであることが必要である。裁判所によれば、「国際紛争」の存在に関するユーゴスラビアの抗弁は二つの前提に基づくものである。第一は、原告の領域の一部で生じた紛争は国内的性質を有するものであり、ユーゴスラビアがその当事者でなく、その領域に管轄権を行使していないことであり、第二に、ボスニア・ヘルツェゴビナの請求に言われている国家責任は第九条の適用の範囲外であるということである。

裁判所は、この第一の前提について考察するに際して、ジェノサイド条約第一条の以下の文言を想起するところからはじめている。

「締約国は、集団殺害が平時に行なわれるか戦時に行なわれるかを問わず、国際法上の犯罪であることを確認し、これを防止し及び処罰することを約束する。」

ジエノサイド条約の適用が、特定のタイプの紛争を条件とするという規定は条約中のどこにもない。締約国は、平時であれ戦時であれ、ジエノサイドを「国際法上の犯罪」として防止し処罰しなければならない。裁判所によれば、この事が意味するのは、紛争が国内的なものであれ、国際的なものであれ、第二条と第三条に述べられている行為がなされたのであれば、条約は適用されることになる。言い換えれば、そういういた犯罪行為の背景をなす紛争の性質とは無関係に、ジエノサイドを防止し処罰する義務が存在しているのである。「一九五一年五月二八日の意見で述べたように、裁判所は、同条約の対象と目的についての理解を想起する。すなわち、

本条約の起源は、人間集団全部の生存権の否認、すなわち人間の良心に衝撃を与える、人道をいちじるしく損なうこととなる否認であり、道徳法と国際連合の精神と目的（一九四六年十二月十一日の総会決議第九六（I））に反する否認を伴うジエノサイドを「国際法上の犯罪」として非難し、処罰することが国連の意思であつたことを示している。この概念から生ずる第一の帰結は、この条約の基本原則が、文明国によつて条約上の義務が無くとも国を拘束するものと認められてゐる原則であるということである。第二の帰結はジエノサイドの非難並びに『人類をこのいまわしい苦悩から解放するために』（条約の前文）要求される協力の普遍性である。

したがつてジエノサイド条約が擁護している権利義務は、対世的権利義務である。裁判所は、各國がジエノサイドを防止し処罰することを約した義務は領域的に制限されているものではないことに留意する。¹⁷⁾

次に、裁判所は、ユーポスラビアによれば、同条文は、第五、六、七条の处罚および防止の義務を果たせなかつたことから生ずる責任のみを扱うものであり、他方、国家自身によるジエノサイド行為の国家責任は、本条約の範囲外である。これに対して裁判所の判断では、「裁判所は、第九条の言及がいかなる種類の国家責任をも排除するものではないと考える。また、国家機関の行為による国家責任も第四条か

ら排除されるものではない。」かくして、裁判所は、ユーゴスラビアの第5の先決的抗弁を否定し、「条約の解釈、適用、履行」に関する紛争が疑いなく存在すると決定した。

(3) 時的管轄^[18]

ユーゴスラビアは、その第6と第7の先決的抗弁において、法律行為の不遡及の原則にその主張を基礎付けており、裁判所が本条約に管轄権を基礎付けたとしても、当事国間で同条約が適用可能となる日時以後に生じた事件を扱えるに過ぎないという二次的主張として提出している。この点について、裁判所は、「ジェノサイド条約は、特にその第九条は、時的管轄権の範囲をそのような形で限定する目的あるいは効果を持つ条文を含んでいないし、その目的の留保は、本条約についてもデイトン・パリ協定の署名の際にもなされなかつた」とみる。かくして裁判所は、ボスニア・ヘルツェゴビナで生じた紛争の開始以来生じた関連事実に関してジェノサイド条約を実施する管轄権を有していると決定した。

(4) 管轄権のその他基礎^[20]

ボスニア・ヘルツェゴビナが依拠する管轄権の基礎は、ジェノサイド条約の第九条であるが、その他にもいくつかの管轄権の基礎を主張した。それらの付加的基礎は、

「裁判所はそれにより、ユーゴスラビアがジエノサイドをなすために、また、一九四九年のジュネーブ条約と一九七七年の第一議定書および第二議定書に反してなされた侵略戦争をなすために用いた手段のいくつかに関する事実認定をなすことが可能となり」

「（ジェノサイド条約第九条以外の）他の管轄権の基礎に依拠する可能性は、少なくとも当事者間での条約に『十分直接に』関連するものであるかどうかについての無駄な議論を避けさせてくれるものである」

とボスニア・ヘルツェゴビナは説明し、四点の基礎を提示した。他方、ユーゴスラビアは、これらの基礎に基づく管轄権が欠如していると宣言することを求めた。

ボスニア・ヘルツェゴビナが提示した条約第九条以外の管轄権の基礎の第一のものは、一九九二年六月八日にユーゴスラビア国際和平会議の仲裁委員会議長にモンテネグロ共和国の大統領とセルビア共和国の大統領が送った書簡のテキストである。

「ユーゴスラビア連邦共和国と旧ユーゴの諸共和国との間で合意に達することのできなかつたすべての法的紛争は、国連の主要な司法機関である国際司法裁判所に付託されるべきであるとの見解をユーゴスラビア連邦共和国は有している。」

しかし、裁判所は、これらの書簡が両大統領による即時の約束を表明するものとして考えられるものではないとの見解を示し、管轄権の基礎として採用はできないとした。

第二のものは、一九一九年九月一〇日にサン・ジエルマン・アン・レイで署名され、一九二〇年七月十六日に発効した、日仏英米伊の諸国とセルビア・クロアチア・スロベニア王国との間の条約である。同条約の第一章は少数民族の保護に関するものであり、その第十一條は以下の通りである。

「セルビア・クロアチア・スロベニア国は、国際連盟理事国が以上の義務のいずれかの違反、または違反の危険を理事会に報告する権利を有すること、および、理事会が状況に適切であり実効的であると考える措置を取り、指示を下すことができることに合意する。」

セルビア・クロアチア・スロベニア国は、主要な同盟国のいずれかと、あるいは、他の列強、連盟理事国と、セルビア・クロアチア・スロベニア国との間でこれらの条項に關して生じる法または事實の問題についての意見の相違は、連盟規約第十四条の下での國際的性質を有する紛争として考えることにも合意する。このことにより、セルビア・クロアチア・スロベニア国は、そういつた紛争のすべてが、紛争の相手当事国が要求するのであれば、常設國際司法裁判所に付託されることにも合意する。常設裁判所の決定は最終的なものであり、規約第十三条の下での判決と同様の効力および効果を有するものとする。」

同条約の第二章は、「前記の条項により同盟国に与えられるすべての権利と特權は、すべての連盟加盟国にもひとしく与えられる」と規定する第十六条を含んでいることから、ボスニア・ヘルツェゴビナは、これら二点の規定の効果により、連盟国が第十一条の適用を受ける紛争を常設裁判所に付託できること、そして、そういつた問題に関する連盟理事国地位が国連総会により承継されていること、かくして、ボスニア・ヘルツェゴビナは国連加盟国として規程第三七条の効果により、一九一九年条約に基づいてユーゴスラビアとの紛争を本裁判所に付託できるということであつた。

しかし、裁判所の見解では、ユーゴスラビアがセルビア・クロアチア・スロベニア王国の承継者として同条約の下で負つている義務は同国の現在の領域に限定されるものであり、また、ボスニア・ヘルツェゴビナは、ユーゴスラビアにおける少数民族の取扱いに関する要請を一切提起していない。これらの状況においては、裁判所は、一九一九年条約を本件の管轄権の基礎として取り上げることはできないと決定した。

第三に、ボスニア・ヘルツェゴビナは、本件の管轄権の付加的基礎として

「一九四九年のジュネーブ四条約と一九七七年の第一議定書、一九〇七年のハーグ陸戦規則、ニュールンベルク憲章

と判決および諸原則を含み、かつそれらに限定されない、慣習法上および条約上の国際戦時法規と、国際人道法」を援用したが、裁判所は上述の文書のいずれにも裁判所の管轄権に関する規定を見出せないとした。

第四のものは、仮保全措置の指示の際の経緯に関する議論が二点である。

第一に、ユーゴスラビアは、仮保全措置の指示の要請によって開始された付隨的手続におけるさまざまな行為によりジエノサイド条約第九条にもとづく裁判所の管轄権を默認したとボスニア・ヘルツェゴビナは主張した。しかし、裁判所はすでに第九条による管轄権を確定したので、この問題に関する必要はなかった。

第二に、ユーゴスラビア自身が一九九三年四月一日にジエノサイド条約に含まれない権利の保全を目的とする仮保全措置の指示を要請したので、フォーラム・プロロガートウム（応訴管轄）の原則によりユーゴスラビアは本件における裁判所の管轄権の行使に同意を与えたことになるのであるとボスニア・ヘルツェゴビナは主張した。しかし、これらの仮保全措置の要請は、ジエノサイド条約によつて付与された権利の保全のみをもっぱら目的とするものであり、ユーゴスラビアが裁判所に管轄権がないという主張を一貫して維持していることを考慮し、裁判所は、被告国の行為が「自発的で疑いのない」⁽²⁾合意を構成しているとは思われないと認定した。

かくして、裁判所は、原告によつて援用されている管轄権の附加的基礎のいずれも採用することはできないと結論した。本件を扱う唯一の管轄権はジエノサイド条約第九条に基づくものである。

（5）請求の許容性⁽²²⁾

許容性に関するユーゴスラビアの第1の抗弁は、ボスニア・ヘルツェゴビナの請求が内戦において生じた事件に関するものであり、裁判所が決定することのできる国際紛争は存在していないがゆえに請求が許容されるものではない

といふものである。しかし、裁判所は、上述の第5の抗弁と同様のものであり、すでに解答済みであるとしてこれを退けた。

ユーゴスラビアの第2の抗弁は、イゼトベゴビッチ氏が共和国の大統領としてでなく、単なるPresident of the Presidencyであつたがゆえに、手続を開始する決定が国内の基本的に重要な法の違反の下に為されたので、請求は許容され得ないものであるというものであつたが、裁判所は、この抗弁を裁決するために、国内法規定を検討する必要はないとした。

「国際法によれば、疑いも無く、国家の元首は、国際関係において当該国を代表して行動しうるものとみなされる（例えば、ウイーン条約法条約第七条二項）。裁判所が一九九三年四月八日の命令で決定したように、イゼトベゴビッチ氏は、国連によつてボスニア・ヘルツェゴビナ国の元首として認められている。さらに、国家の元首としての彼の地位は、多くの国際組織といくつかの国際協定の中でも引き続き認められている。⁽²⁵⁾」

かくして、裁判所は、ユーゴスラビアが提出した先決的抗弁のすべてを否定し、また、ユーゴスラビアによる抗弁権の乱用は無いと結論した。

判決には、小田裁判官とローターパクト・アドホック裁判官が宣言を、シーエ裁判官とヴェレシュチン裁判官が共同宣言を付し、シャハブディーン裁判官、ウイーラマントリー裁判官、パッラ・アラングレン裁判官が個別意見を付し、クレカ・アドホック裁判官が反対意見を付した。⁽²⁶⁾

四 結びに

裁判所は、ジエノサイド条約が両国との間で有効な条約であるとの根拠として、両国が同条約の当事国であることを挙げる。ユーゴスラビアが当事国であるのは当然として、問題となるのがボスニア・ヘルツェゴビナの当事国性である。裁判所がボスニア・ヘルツェゴビナの当事国としての立場を認めた根拠は、ボスニア・ヘルツェゴビナが国連事務総長に送付した継承通知とジエノサイド条約第十一條の規定「国連加盟国は加入することができる」という文言である。継承通知が有効であるためには、国家でなければならぬ。ところが裁判所の論理では、第十一條が国連加盟国に開かれているものであり、ボスニア・ヘルツェゴビナが国連への加盟をすでに認められている以上、継承通知は第十一條を根拠として有効なものと認められるということを示唆しているのである。

訴訟が提起された時点においては、ユーゴスラビアは、ボスニア・ヘルツェゴビナを国家として承認しておらず、そのゆえに最初の段階では、第4の先決的抗弁として「いわゆるボスニア・ヘルツェゴビナ共和国は、国際法規則に反して承認されたのであり、ボスニア・ヘルツェゴビナ国はその領域において成立しなかつたのであり、現在旧ユーゴスラビア領域には4つの国家が存在しているのであり、ボスニア・ヘルツェゴビナはジエノサイド条約の当事国ではないのであるから、裁判所には管轄権がない。」と主張したのであつた。しかし、一九九六年五月二日の口頭手続中に提出された先決的抗弁からは、この部分が撤回されている。前年の暮れにデイトン・パリ協定が締結され、両国が相互承認した結果としてこの撤回が行われたのであろう。このゆえに、ボスニア・ヘルツェゴビナの国家性は、抗弁として提出されなかつたがゆえに、裁判所による審理の対象となつてはいないのである。しかし、裁判所は、職権で

この点を検討するべきだったのではなかろうか。

創設的効果説をとれば、承認の効果は相対的なものとなる。未承認国が国連に加盟を認められた場合には、国連内部においてのみ国際法関係が自動的に発生することになるが、それ以外の分野においては、両国間に国際法関係は発生しないとされてきた。しかし、本件で裁判所が用いた理論をとれば、未承認国との間にも国際法関係が発生することになる。

宣言的効果説をとれば、国家性は社会全体を相手として獲得されるものであるという絶対的な効果を認めることができる。未承認国との間にも一般国際法関係が発生することもありうる。但し、宣言的効果説の場合にもつとも問題となるのが国家性獲得の時点がいつであるかの確定がほぼ不可能であるということにある。ボスニア・ヘルツェゴビナが国家性を獲得していることの認定をジエノサイド条約の当事国性を認める前に行う必要がある。ここで反論としてボスニア・ヘルツェゴビナとユーゴスラビアの間の相互承認を挙げるのは単に創設的効果説に復帰することとなるだけである。宣言的効果説をとるのであれば、裁判所は、ボスニア・ヘルツェゴビナの国家性を職権で確認する必要があり、創設的効果説をとるのであれば、ボスニア・ヘルツェゴビナの継承通知がユーゴスラビアに対して効果を持つのは、相互承認の日以後ということになる。

この問題から現われてくるのが遡及効の問題である。ユーゴスラビアは、先決的抗弁のひとつにこの時間的問題を挙げている。⁽²⁵⁾しかし、裁判所は、ジエノサイド条約の裁判条項に時的管轄を制限する文言のないことを理由としてこれを却下している。だが、時間的問題はジエノサイド条約に固有の問題なのではなく、承認の法的効果に関する時間的問題および条約の遡及効の問題である。通常、条約には遡及効は認められない。発効以後の加盟国との関係においては当該加盟国の加盟の日以後に生じた問題についてのみ条約の効果が及ぶ。しかし、裁判所は、ジエノサイド条約

上の義務が対世的効果を有することを理由として、この論理を排除している。条約上の義務が対世的なものであれば、裁判管轄条項も遡及効を有すると安易に断定できるものではなかろう。

加害国・被害国の双方がともに多辺条約の当事国となる時点よりも以前の時点において発生した損害についても、当該条約上の対世的義務が適用され、損害を賠償しなければならないとする理論は、明らかに、伝統的な二辺的関係の総和として国際法関係を見る思考様式から逸脱するものである。⁽²⁵⁾

国際法関係を二辺的関係の総和として把握する立場においては、承認の効果は創設的なものとなる。宣言的効果は、対世的効果であり、二国間関係を越える効果だからである。権利義務関係もすべて二辺的な視点から構成され、条約上の義務が契約的なものではなく、立法的な義務・合同行為的な義務を課すものであっても、義務違反を問うるのは、条約の当事国のみである。当然に相互主義が主張されることとなる。この視点においては、条約の効果は当事国の意思によつてのみ決定されるものであり、一般に明文で遡及効が規定されていない限り条約当事国となつた日以降の事件にのみ条約は適用される。よつて時間的に並べるのであれば、条約関係の成立、義務違反の発生、条約適用の請求、不法行為の認定、原状回復または損害賠償の支払となるものである。

これに対して、国際法関係に二辺的関係のほかに対世的、対社会的な法関係を認める立場においては、承認に宣言的な効果を認めうる⁽²⁶⁾。権利義務関係も二辺的なもののか対世的な権利義務を考えることができる。対世的な義務であれば、最終的にはいかなるものでも義務違反を主張できるとする立法も可能であろう。あるいは、国内の刑事法のように社会を代表して義務違反を追求する機関を設定することもできよう。対世的な義務であるがゆえに、義務を負つた国が違反行為に従事した場合には、責任追及するものがどの時点から同内容の義務を負つたかは問題とされない。時間的には、対世的義務の発生、義務違反の発生、条約適用の請求、犯罪の認定、制裁の実施となる。

今日においては、ほとんどの国際法学者がこのような対世的権利義務関係の存在を認めるであろう。しかし、最大の問題点は、裁判管轄の基礎の二辺的性質にある。国際司法裁判所は、伝統的に相互主義に基づいて裁判管轄の認定を行っている。特に裁判所規程第三六条二項の選択条項の受諾宣言に付された留保に関する場合には、厳密に相互主義を取つて、裁判管轄の基礎を確認してきた。⁽²⁴⁾ 条約法条約第二一条一項は、留保の相互性を確認したものであり、裁判所はこの精神を尊重してきたのである。もちろん選択条項受諾宣言自体が「同一の義務を受諾する他の国に対する関係において」⁽²⁵⁾と相互性を有しているものである。

コンプロミーや特定の条約の裁判管轄条項に依拠する場合に関しては、条約法条約第二八条による条約の不遡及効が適用されるであろう。もちろん、条約当事国間で特別の合意のある場合は別であるが、ジエノサイド条約には、遡及効に関する定めはない。裁判所は、ジエノサイド条約第九条に時間的制限が設けられていないことを理由として裁判管轄を認めだが、条約法の論理からは、逆に特別の規定がないがゆえに時間的制限を受けるものと考えられてきたのである。⁽²⁶⁾

また、裁判という制度が本質的に二者対立的構造を有するところにも裁判管轄の基礎の二辺的・契約的性質が強調されてきた理由があろう。しかも、国際司法裁判は、本質的に紛争を当事者間の問題としてのみ扱う民事裁判的な性質を有するものであり、対世的な問題を処理するのに適当であるかとの問題もある。この点で、小田裁判官の宣言が注目されよう。⁽²⁷⁾ 小田裁判官の見解では、ジエノサイド条約中の主権国の義務は、特定の締約国に対しても受けられたものではなく、個人の人権の保護に向けられたものであり、したがって、国際司法裁判所はジエノサイド条約上の権利を擁護するに適切な法廷ではないとされる。小田裁判官の指摘は、特に裁判管轄の基礎とされたジエノサイド条約第九条について重要なものを含んでいる。一般的に、多辺条約中に裁判管轄条項を設ける場合には、「この条約の解釈ま

たは適用から生ずるすべての紛争は」という表現が用いられることが多い。これに対して、ジエノサイド条約第九条の表現は、「この条約の解釈、適用または履行に関する締約国間の紛争は、集団殺害または第三条に列挙された他の行為のいずれかに対する国の責任に関するものを含め⁽³³⁾・」である。小田裁判官は、これを unique であるとして、さらにこの規定の起草過程の分析を行い、起草者たちの間にある程度の混乱があつたと指摘する。結論として小田裁判官は、「国の責任」という語には意義がなく、条約の適用と解釈という規定に何かを付け加えるものではないとする。「本件について裁判所の管轄を基礎付けるために、ボスニア・ヘルツェゴビナは、たしかに旧ユーゴスラビアの地域の状況にジエノサイド条約を適用して、ユーゴスラビアが実際、ボスニア・ヘルツェゴビナに関して同条約を履行しなかつたことについての責任がありえたことを立証しなければならなかつたであろう。しかし、さらに特殊には、ボスニア・ヘルツェゴビナは、ジエノサイド条約下で保護されるべき（定義により国家である）締約当事者としてのボスニア・ヘルツェゴビナの権利をユーゴスラビアが侵害したことを証明しなければならなかつたであろう。しかし、このことは請求中に示されなかつたし、実際、ジエノサイド条約は、国家としてのボスニア・ヘルツェゴビナの権利を保護することを目的としてはいない。⁽³⁴⁾」ユーゴスラビアがジエノサイドについて有責であることを認めつつも、小田裁判官は、その事実だけでは国家間の紛争があつたとはいえないと考えるのである。

小田裁判官の論理は、従来の裁判管轄の基本的論理を踏襲したものであり、その限りで正しい論理であると言えよう。ボスニア・ヘルツェゴビナの訴えの焦点であるジエノサイドは、ボスニア・ヘルツェゴビナという国家が成立する以前に行われたものが大部分である。ボスニア・ヘルツェゴビナが、その国家としての権利を侵害されたと証明することはかなり困難であろう。しかし、ジエノサイドに関する論理は、二辺的な国際法関係の思考様式を超える論理であり、伝統的な思考様式のみを適用するのであれば、ジエノサイド条約の制度目的は失われるであろう。しかも、

国際司法裁判所が国際連合の主要な司法府であること、現在、ジェノサイド条約はあってもジェノサイド犯罪を裁く国際刑事裁判所は存在していないことを考慮に入れるのであれば、国際司法裁判所が管轄を認め、審議する場を提供することは、「機構の活動への参与」⁽¹⁵⁾と評価しうるものである。いずれにしても、本件の判決がかなり危うい論理の上に成立していることは否定できない。多辺的な思考様式を必要とする分野において、伝統的な二辺的裁判管轄の論理を持ち込んでしまつてゐるのである。ジェノサイド条約制度の特殊性を強調し、その裁判管轄条項の解釈に際しては、相互主義の概念が入り込む余地の無いことを示してもよかつたのではなかろうか。ジェノサイド条約上の義務は、普遍的・対世的な性質を有するものであり、その第九条は、国際司法裁判所に大きな裁量権を与えると解釈すべきであろう。かつての思考様式では、義務、加害・被害関係、裁判管轄条項のすべてに関して、紛争両当事国との二辺関係として議論せざるをえなかつたものが、義務が対世的であれば、加害・被害関係について二辺関係において成立するかどうかのみを議論すれば足りるといふことである。伝統的な二辺的思考様式に基づく論理をひとつずつ再点検し、多辺的な思考様式に基づく論理を形成していく必要がある。

【注】

(1) INTERNATIONAL COURT OF JUSTICE, 11 July, 1996, General List No. 91 CASE CONCERNING APPLICA-

TION OF THE CONVENTION ON THE PREVENTION AND PUNISHMENT OF THE CRIME OF GENOCIDE

(BOSNIA-HERZEGOVINA V. YUGOSLAVIA)

(2) この問題の詳細に関しては、杉原高嶺「一般利益による国家の出訴権」国際法外交雑誌第七四巻第三号および第四号を参照。

(3) 1966 ICJ. R., p. 47, par. 88

- (4) 1950 I.C.J.R.
- (5) 1962 I.C.J.R., p. 343
- (6) ニの決定にのべて、以下の翻訳を参照されたい。山形英郎「国際司法判例 ジュノサイド条約適用事件 仮保全措置 指示要請命令」岡山商大法学論叢第二号[1-1][1]-1四一頁
- (7) 1996 国コーカスラビア事件判決（管轄権）par. 13
- (8) *Id.* par. 14
- (9) メモリアルと口頭手続中のものとある。
- (10) 一九九六年五月一日の公判で示された。
- (11) 1996 国コーカスラビア事件判決（管轄権）par. 15
- (12) *Id.* pars. 16-26
- (13) 「米ベリア政府は、国コーカスラビアがジュノサイド条約の当事国であつたことを考え、同条約を承継し、ボスニアが独立した一九九一年三月六日から同条約中のすべての規定を履行し、遂行することを誠実に約束する。」
- (14) ディートン・ペリ協定の第十条は以下のように規定してくる。「コーカスラビア連邦共和国とボスニア・ヘルツェゴビナ共和国は互いにその国境の内部において独立した主権国であると承認する。相互承認のその他の側面はその後の議論に任される。」
- (15) 1996 国コーカスラビア事件判決（管轄権）par. 26
- (16) *Id.* pars. 27-33
- (17) *Id.* par. 31
- (18) *Id.* par. 32
- (19) *Id.* par. 34
- (20) *Id.* pars. 35-41

- (21) *Confu Channel, Preliminary Objection, Judgment, 1947-48 ICJ. R.*, p. 27
- (22) 1996 田ナーナベラビア事件判決(管轄権) pars. 42-45
- (23) 統一ボスニアが成立し、選挙が実施されたのは、一九九六年九月であり、イゼトベゴビッチは、訴訟提起の時点においては、幹部会議長として位置づけられていた。
- (24) *Id.*, par. 44
- (25) *Id.*, par. 47
- (26) ノーベルベラビアの抗弁の本質は、紛争の発生時点とボスニアが条約当事国となつた日時の先後関係にある。国際司法裁判所は、人的、物的、時的管轄権を分類するにこなにより管轄権の存在を確認したが、本案段階でふたたびこの点は問題とされるものであり、南ア事件のようなひっくり返しもありえよう。本案で国際司法裁判所は、「履行せよ」と命じるにとはやくとも、ボスニアに対する賠償の問題は第九条の範囲内といえるか問題がある。履行の問題の一部として処理すべきか、それとも別の問題であり、別の管轄の基礎を必要とするのか。
- (27) 承認に関する理論は、国際社会および国際法関係の把握の仕方に関わる問題である。この点を明瞭に意識した承認理論として、芹田健太郎『普遍的国際社会の成立と国際法』有斐閣、一九九七年を参照。芹田は、「国際法を単なる個別国家相互間のバラバラの特殊関係にすぎない」と見る立場(一八〇頁)と、「国際社会は弱いとはいえ国際連帯の上に成り立つ一つの社会」と見る立場(一八二頁)に分けている。
- なお、承認の効果は、新国家が実効的支配を確立してその存在を開始したと認定される時点にまで遡及する。但し、創設的効果説を採れば、認定するのは承認国ということになる。
- (28) 一九七〇年のバルセロナ・トラクション事件ではじめて、対世的な権利義務の可能性についての言及がなされた。
- (29) 一九五七年的ノルウェー公債事件では、フランスの付していた留保が相互主義により援用された。
- (30) 国際司法裁判所規程第三六条二項
- (31) 小川芳彦『条約法の理論』二二頁、東信堂、一九八九年。

(32) Declaration of Judge Oda

(33) 条約の原文は以下のように述べる。“Disputes between the Contracting Parties relating to the interpretation, application or fulfilment of the present Convention, including those relating to the responsibility of a State for genocide or any of the other acts enumerated in Article III, shall be submitted to the International Court of Justice at the request of any of the parties to the dispute.”

(34) Declaration of Judge Oda, par.6

(35) 1950 ICJ.R., p.71

* 残念ながら本件判決の公式の文書は未だ入手できない状態にある。本稿で使用した一次資料は、コーネル大学がインターネット上で公開しているものを利用した (<http://www.law.cornell.edu/jci/>)。判例分析の資料として電子情報を利用することには異論もあるだろう。原則的に公式の文書を利用するが望ましいのは確かであるが、ICJ Reports の発行は遅れしており、国連広報センターにもアレストリースのための要約しか届けられていない（平成9年～平成現在）。入手可能な唯一の資料が電子情報である場合にはやむを得ないと判断し、利用させていただいた次第である。万一、利用した資料に誤りのあった場合には、後日、本誌誌上において訂正を行うところをお許しを願いたい。今後、一次資料として電子情報を活用する機会は増大していくものと思われるが、情報の正確性の確認および引用方法など、検討すべき課題が多い。なお、迅速な情報提供を行ひてこなコーネル大学には謝意を表したい。

（内ヶ崎 よしひで・本学法学部専任講師）